

○豊川市防災会議条例

昭和38年3月27日条例第9号

改正

昭和47年5月20日条例第19号

平成7年9月14日条例第25号

平成12年3月24日条例第6号

平成24年10月4日条例第29号

豊川市防災会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、豊川市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事項をつかさどる。

- (1) 豊川市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員40人以内をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 市の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (2) 愛知県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (3) 愛知県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
 - (4) 市の区域を警備区域とする陸上自衛隊の部隊の隊員のうちから市長が委嘱する者
 - (5) 市長がその部内の職員のうちから命ずる者

- (6) 市の教育委員会の教育長
- (7) 市長が市の消防機関の長のうちから命ずる者
- (8) 市の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (9) 市の議会代表者
- (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
- (11) 前各号に掲げる者のほか、市長が防災上特に必要と認める者のうちから委嘱し、又は命ずる者

6 前項の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、必要に応じて専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、愛知県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、市長が委嘱し、又は命ずる。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第5条 防災会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 防災会議は、委員の総数の2分の1以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(雑則)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和47年5月20日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成7年9月14日条例第25号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 この条例の施行の日から平成9年5月31日までの間に改正後の豊川市防災会議条例第3条第5項の規定により委嘱され、又は命ぜられた委員の任期は、同条第6項の規定にかかわらず、委嘱され、又は命ぜられた日から平成9年5月31日までとする。

附 則（平成12年3月24日条例第6号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成24年10月4日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。